

国 住 昇 第 2 号
平成 25 年 5 月 1 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長

コースター等の事故防止について

4月30日に福井県坂井市内の遊園地において、コースター（タスコ社製造 スペースコースター）から小学生が転落し、負傷する事故が発生したことは誠に遺憾です。

現在、この事故については、事故原因の調査が行われているところですが、同様の事故の再発を防止するため、シートベルトを用いて客席からの落下防止対策を行っている遊戯施設について、その所有者又は管理者に対して、下記により、安全運行に関する注意喚起を行って下さい。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

記

1. 乗客が客席についたらシートベルトが正しく装着されていることの確認を確実に行うこと。
2. 走行中等にはシートベルトの解錠装置のある部分に触らないよう乗客に注意を行うこと。
3. 身長制限や保護者の同伴等の乗車制限が定められている場合は、これを遵守すること。

以 上